

平成 31 年度木津川市保育施設利用調整基準点表の改正について（案）

■ 概要

平成31年4月から入所する児童の入所調整を行う際の調整基準点表について、木津川市で地域型保育事業が開始されたことや、例年入所申込者数の増加に伴い同一合計点者が多数出ること等から、別紙（案）のとおり見直しを行うものです。

変更・追加内容につきましては以下のとおりです。

■ 変更・追加内容

（基本点数表）

区分	内容
①外勤・②自営業	「月 140 時間以上」を追加
③看護・介護	点数と一部内容を変更
⑥療養	細分化し、それぞれ点数設定
⑩内職	自宅外と自宅内を統一
⑬その他	「別居の家族の介護・看護」を追加

（調整点数表）

優先利用	
8	小規模保育事業などの卒園児童」を削除し、以下の 2 項目を追加
8	「地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業等）の卒園児童で連携施設を希望している」を追加
8	「地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業等）の卒園児童で連携施設以外の施設を希望している」を追加
9	清水保育園の卒園児童に「木津保育園分園」を追加し、上記 8「連携施設以外の施設希望」と合わせる形で点数変更
9	「市内保育園等に勤務している」の点数を変更
9	「施設利用料、保育料等を滞納している」を追加し、「同一合計順位の場合の優先順位」の「保育料の滞納がない世帯」を削除

（同一合計点の場合の優先順位）

保育を必要とする時間が長い	（追加）
兄弟姉妹が同じ保育園・認定こども園・地域型保育施設を希望	（下線部追加）
兄弟姉妹が同じ施設の児童クラブを利用	（追加）
市民税所得割額が低い	（追加）

■ 施行時期 平成31年4月1日入所調整から適用